

令和2年7月8日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	東建第 204 号 上木戸 5 丁目地内背割排水路改良工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>本工事の第 0-0010 号表のボックスカーポート土被り 0.2～3.0m RC B600×H600×L2000 T25 ですが、市単価表との記載ですが該当するものが見当たりませんでしたので弊社では、物価資料を用いて積算しました。</p> <p>しかしながら開封結果は、基準地区単価（東京）を用いて積算していると思われます。（弊社の予定価格と合わない、添付資料をご参照ください。）</p> <p>記載が市単価表とありますが該当がないものに関しては、基準地区単価（東京）で積算すればよろしいのでしょうか？</p> <p>ご回答のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
回 答	
<p>「施工第 0-0010 号内訳表」ボックスカーポート据付のうち該当の単価において、正しくは「物価資料」と記載し物価資料単価（新潟）を用いて積算するところ、誤って「市単価表」と記載した上で物価資料単価（東京）を用いて積算しました。</p> <p>物価資料単価（新潟）を用いて積算したところ、予定価格は減額になるものの、最低制限価格は変動しないため、入札手続きは続行いたします。</p>	

担当課	関係課